

作成日 2022 年 8 月 9 日
(最終更新日 2022 年 9 月 1 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号：2022-1-546

課題名：高度の死体現象発現症例における死因診断に関する研究

1. 研究の対象

法医解剖が施行され、かつ死後 CT 撮影が施行された法医解剖例の中で、死後変化が中等度～高度のご遺体

2. 研究期間

2022 年 10 月 (倫理委員会承認後) ～2024 年 3 月

3. 研究目的

解剖に関するリソースに限りのあるわが国において、犯罪性が低ければ死因不明であっても解剖を行わず、一方で死後変化高度な遺体は無条件で解剖するというのが、捜査機関主導の現状の解剖システムです。将来的に、欧米先進諸国で行われている公衆衛生の質の向上に重きを置いた行政主導の解剖システムへの移行を模索していく中で、死後変化高度の事例において、死後 CT 画像解析が解剖の代用になるかどうか、を検証します。

4. 研究方法

解剖記録ならびに Ai 画像から、死因ならびにそれに関連する所見を抽出します。そこから 1) Ai によって死因が判断、あるいは絞り込みができたもの、2) Ai では死因推定はできなかったが、解剖により死因の判断、あるいは絞り込みができたもの、3) 解剖しても死因不明であったもの、に分けて調査することになります。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

Ai (死後 CT 画像) と解剖所見等を用いた研究です。ご遺体の試料 (血液や組織) は使用しません。

6. 外部への試料・情報の提供

該当しません。

7. 研究組織

本学単独の研究です。

8. 利益相反（企業等との利害関係）について

該当しません。

9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

980-8578 仙台市青葉区星陵町 2-1

東北大学大学院 医学系研究科、法医学分野

舟山真人、022-717-8110

研究責任者ならびに研究代表者：

980-8578 仙台市青葉区星陵町 2-1

東北大学大学院 医学系研究科、法医学分野

舟山真人、022-717-8110

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口と

なります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合